

今日宮司へ申候、此後は我等の命は延ひ申に而候とて、悦ひ申候、右の書取書に釋明して常明寺と候事、存知當る事候故、勘文一通差上候、常明寺の門の東方四五丈にて岩窟候、舊記を三部引合考候に、必定倭姫命石隱被成候御陵にて候へは、倭姫命の假に老翁と現しての、神宜に而も可有之候と、肝に銘する事に而候、○中略彼岩窟は、竹林の中に御座候而、存知たる者希に候、まして秘記三部を不引合しては、倭姫命の御陵ニ可有之との事、難知事に而候、彼寺に、波羅門僧正被籠候、岩窟との申傳に而候へ共、たどひ波羅門僧正被籠候共、岩窟は其以前よりありたる、尾上御陵無紛候へば、今度の義、倭姫命之御神靈にて可有之と、存事に而候云々、且つ神告に對する、數條の釋明を施し、その末文に奇怪之事申上も、非無思慮候へ共、神宣と御宣候を、默止がたく候而、密々申上候とある。實に朝臣が熱烈なる尾部御陵、即ち倭姫命の御陵說宣傳には、何人も避易せざるを得ずである。勿驚右の密奏文が、近年京都御所東山御文庫中より發見されたのである。其の内容に就ては憚る所があるから、時機を得てからの事にする。尙ほ本件に於ける、朝臣始め一味の有力者が、内外に對しての活動振は、敬服千萬で、御陵傳説地の標示は二百有餘年以前の遺種に、明治の花が咲いた譯なのである。歴史に富める尾部御陵、陵靈の議論はともかくも、尊重すべき御場處である。

續神都古今百物語 上終

188  
570

昭和三年二月四日印刷  
昭和三年二月十三日發行

(定價金壹圓七拾錢)

三重縣宇治山田市大字宮後町貳拾貳番屋敷  
著者兼發行者 松 木 時 彦

三重縣宇治山田市大字中島町貳百七拾貳番地  
印 刷 者 小 林 吉 三 郎

三重縣宇治山田市大字中島町貳百七拾貳番地  
印 刷 所 小 林 活 版 所

發行所

三重縣宇治山田市大字一志久保町八十五番地  
合資 會社 文 明 堂 書 店

電話 四八八番  
振替大阪一六五〇〇番

三重縣宇治山田市大字本町七拾番地  
書 籍 店 中 田 政 吉

振替名古屋一三六七五番

